事務局規程

（目的）

第１条　この規程は、特定非営利活動法人フードバンクＴＡＭＡ（以下「本法人」という。）定款第53条第2項の規定に基づき、本法人の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

（事務局）

第２条　事務局に、総務部及び事業部を置く。

第３条　事務局には、次に掲げる職員を置く。

(1) 事務局長

(2) 総務担当理事

(3) 事業担当理事

(4) コンプライアンス担当理事

２　事務局長は、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

（職員の職務）

第４条　本法人の職員の職務は次のとおりとする。

(1) 事務局長は、理事長の命を受けて、事務局の事務を統括する。

(2) 担当理事は、事務局長の命を受けて、各部署の業務を行う。

（職員の任免及び職務の指定）

第５条　職員の任免は、理事長が行う。

２　職員の職務は、理事長が指定する。

（事務の決裁）

第６条　事務に関する事項は、原則として各担当理事が文書によって立案し、事務局長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、理事長又は理事会の決裁を経なければならない。

（規程外の対応）

第８条　本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

（細則）

第９条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

（改廃）

第１０条　この規則の改廃は、理事会を経て総会の決議による。

附則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。（令和5年5月25日総会決議）